

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

令和4年5月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 8規格

改正区分	基準数
①採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	8
②未採用のJISを、新たに採用するもの	0

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数：16規格

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：6月実施予定（30日間）

(2) 改正：8月以降予定。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60335-2-2(2022)	JIS C 9335-2-2:2021	IEC 60335-2-2第7版(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－2部:真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項	J60335-2-2(H20)	JIS C 9335-2-2:2004
2	J60598-1(2022)	JIS C 8105-1:2021	IEC 60598-1第8版(2014), Amd.1(2017)	照明器具－ 第1部:安全性要求事項通則	J60598-1(H29)	JIS C 8105-1:2017
3	J61058-2-1(2022)	JIS C 4526-2-1:2021	IEC 61058-2-1第3版(2018)	機器用スイッチ－ 第2－1部:コードスイッチの個別要求事項	J61058-2-1(H29)	JIS C 4526-2-1:2016
4	J61347-1(2022)	JIS C 8147-1:2021	IEC 61347-1第3版(2015), Amd.1(2017)	ランプ制御装置－ 第1部:通則及び安全性要求事項	J61347-1(H29)	JIS C 8147-1:2017
5	J62841-2-8(2022)	JIS C 62841-2-8:2021	IEC 62841-2-8第1版(2016)	手持形電動工具,可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－ 第2－8部:手持形シャワー及びニブラの個別要求事項	J60745-2-8(H22)	JIS C 9745-2-8:2009
6	J62841-2-9(2022)	JIS C 62841-2-9:2021	IEC 62841-2-9第1版(2015)	手持形電動工具,可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－ 第2－9部:手持形タツパ及びスレダの個別要求事項	J60745-2-9(H22)	JIS C 9745-2-9:2009
7	J62841-2-11(2022)	JIS C 62841-2-11:2021	IEC 62841-2-11第1版(2015), Amd.1(2018)	手持形電動工具,可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－ 第2－11部:手持形往復動のこぎりの個別要求事項	J60745-2-11(H22)	JIS C 9745-2-11:2009
8	J62841-3-10(2022)	JIS C 62841-3-10:2021	IEC 62841-3-10第1版 (2015), Cori.1(2016)	手持形電動工具,可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－ 第3－10部:可搬形切断機の個別要求事項	J61029-2-10(H20)	JIS C 9029-2-10:2006

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60335-2-2(2022)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-2:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2—2 部 : 真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250 V 以下の家庭用及びこれに類する目的（ペットの毛を手入れする機器を含む。）で使用する電気掃除機及び吸水式掃除機の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気掃除機、その他の電気吸じん機、等
- ・主な改正内容 : 併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-2 の最新版の内容を反映するため、以下に挙げる点等に関して改正を行った。
 - 該当する箇条に、バッテリー駆動式掃除機の要求事項を追加。
 - 該当する箇条に、除灰吸引クリーナの要求事項を追加。

2 J60598-1(2022)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-1:2021 照明器具—第 1 部 : 安全性要求事項通則
- ・適用範囲 : この規格は、電気光源（例 白熱電球、蛍光ランプ、その他の放電ランプ、LED 光源などの電子発光体）を用いる照明器具であって、電源電圧が 1000 V 以下で使用するものに適用する。この規格は、照明器具の分類、表示、機械的構造、電気的構造及び光生物学的安全性に関する要求事項及び関連する試験について規定する。
- ・電気用品名 : 電気スタンド、エル・イー・ディー・電灯器具
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60598-1 の最新版の内容を反映するため、以下に挙げる点等に関して改正を行った。
 - 絶縁協調の規格 IEC60664 規格群に合わせて第 11 章（浴面距離及び空間距離）の全面改定。

3 J61058-2-1(2022)

- ・採用する JIS : JIS C 4526-2-1:2021 機器用スイッチ—第 2—1 部 : コードスイッチの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、JIS C 4526-1:2020 に規定する機器用スイッチのうち、定格電圧が 250 V 以下、定格電流が 16 A 以下で、家庭用又はこれに類する用途の電気機器及び他の装置の操作又は制御に使用し、手、足又は他の人の動きによって作動する機械式又は電子式のコードスイッチについて規定する。
- ・電気用品名 : 中間スイッチ、ペンダントスイッチ、その他の点滅器
- ・主な改正内容 : 併読する JIS C 4526-1 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 61058-2-1 の最新版の内容を反映するため、以下に挙げる点等に関して改正を行った。
 - 箇条 5（試験に関する一般情報）において、コード非交換形スイッチにかかる試験に特別な試料を用意してもよい旨の記載を削除。
 - 箇条 11（端子及び端子部）において、コード交換形スイッチには 11.1.2（コード張力除去性能）を適用しない旨の記載を削除。

4 J61347-1(2022)

- ・採用する JIS : JIS C 8147-1:2021 ランプ制御装置—第 1 部 : 通則及び安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、1000 V 以下の直流電源及び／又は 1000 V 以下の 50 Hz 又は 60 Hz の交流電源に使用する、ランプ制御装置の通則及び安全性要求事項について規定する。
この規格は、まだ規格化されていないランプのためのランプ制御装置についても適用する。
- ・電気用品名 : 蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 61347-1 の最新版の内容を反映するため、以下に挙げる点等に関して改正を行った。
 - 箇条 1 (適用範囲) において、対象となるランプ制御装置が使用する直流電源の適用電圧範囲を 250 V 以下から 1000 V 以下に変更。
 - 箇条 15 (構造) において、異なる電気回路間及び可触部に対して適切に絶縁しなければならない旨の規定を追加。
 - 箇条 16 (沿面距離及び空間距離) を全面改訂し、沿面距離及び空間距離の項目、並びに 30 kHz を超える周波数を含む動作電圧に対する最小沿面距離と最小空間距離の規定を追加。

5 J62841-2-8(2022)

- ・採用する JIS : JIS C 62841-2-8:2021 手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第 2-8 部 : 手持形シャワー及びニブラの個別要求事項
- ・適用範囲 : 定格電圧が単相の交流又は直流の場合 250 V 以下、三相の交流の場合は 480 V 以下であって、定格入力が 3700 W 以下の電動モータ駆動又は磁気駆動の手持形シャワー及びニブラの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気ハンドシャワー、その他の電動工具
- ・主な改正内容 : IEC において手持工具、可搬形工具及び園芸工具の 3 分野の電動工具に関する安全通則が IEC62841-1 に統合され、これに伴い、対応する JIS C 62841-1:2020 (手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第 1 部 : 通則) が発行されたことを受け、個別 JIS において引用する通則規格を JIS C 62841-1:2020 に改めた。

6 J62841-2-9(2022)

- ・採用する JIS : JIS C 62841-2-9:2021 手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第 2-9 部 : 手持形タツパ及びスレッタの個別要求事項
- ・適用範囲 : 定格電圧が単相の交流又は直流の場合 250 V 以下、三相の交流の場合は 480 V 以下であって、定格入力 3700 W 以下の電動モータ駆動又は磁気駆動の手持形タツパ及びスレッタの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気タツパー、その他の電動工具
- ・主な改正内容 : IEC において手持工具、可搬形工具及び園芸工具の 3 分野の電動工具に関する安全通則が IEC62841-1 に統合され、これに伴い、対応する JIS C 62841-1:2020 (手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第 1 部 : 通則) が発行されたことを受け、個別 JIS において引用する通則規格を JIS C 62841-1:2020 に改めた。

7 J62841-2-11 (2022)

- ・採用する JIS : JIS C 62841-2-11:2021 手持形電動工具, 可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第 2—1 1 部: 手持形往復動のこぎりの個別要求事項
- ・適用範囲: 定格電圧が単相の交流又は直流の場合 250 V 以下、三相の交流の場合は 480 V 以下であって、定格入力が 3700 W 以下の電動モータ駆動又は磁気駆動のジグソー, レシプロソーなどの往復動のこぎりの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 電気のこぎり
- ・主な改正内容: IEC において手持工具、可搬形工具及び園芸工具の 3 分野の電動工具に関する安全通則が IEC62841-1 に統合され、これに伴い、対応する JIS C 62841-1:2020 (手持形電動工具, 可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第 1 部: 通則) が発行されたことを受け、個別 JIS において引用する通則規格を JIS C 62841-1:2020 に改めた。

8 J62841-3-10 (2022)

- ・採用する JIS : JIS C 62841-3-10:2021 手持形電動工具, 可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第 3—1 0 部: 可搬形切断機の個別要求事項
- ・適用範囲: 定格電圧が単相の交流又は直流の場合 250 V 以下、三相の交流の場合は 480 V 以下であって、定格入力が 3700 W 以下の電動モータ駆動又は磁気駆動の金属, コンクリート, 石造などの材料の切断を意図し、次のいずれか一つの研削材を装着する可搬形の切断機の安全性について規定する。
 - 41 号平形切断といし (繊維補強付)
 - 外周の研磨リムを連続した, 又は外周のセグメントのそれぞれの隙間が 10 mm 以下のダイヤモンドカットオフといし
- ・電気用品名: 電気のこぎり
- ・主な改正内容: IEC において手持工具、可搬形工具及び園芸工具の 3 分野の電動工具に関する安全通則が IEC62841-1 に統合され、これに伴い、対応する JIS C 62841-1:2020 (手持形電動工具, 可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第 1 部: 通則) が発行されたことを受け、個別 JIS において引用する通則規格を JIS C 62841-1:2020 に改めた。